令和４年度以降に制定された自治基本条例等と日進市自治基本条例の比較

1　資料の趣旨

日進市自治基本条例の見直しに係る検証の参考とするため、令和 4 年度以降に制定された自治基本条例及びこれと同趣旨の条例について、日進市自治基本条例を軸として構成・規定内容を比較した。

2　比較対象

自治体	条例名	人口規模（参考）	備考
愛知県日進市	日進市自治基本条例	約 9.5 万人	比較の基準
千葉県浦安市	浦安市まちづくり基本条例	約 17.2 万人	R4.4.1 施行
埼玉県伊奈町	伊奈町まちづくり基本条例	約 4.5 万人	R7.4.1 施行
奈良県河合町	河合町まちづくり自治基本条例	約 1.6 万人	R5.4.1 施行
茨城県利根町	利根町みんなのまち基本条例	約 1.5 万人	R5.4.1 施行

3　条例全体の構成比較

自治体	規模	構成上の特徴
日進市	8 章・29 条	市民の権利、参加・協働、市政運営、住民投票、見直しまでを一体的に規定
浦安市	10 章・17 条	基本条例を簡潔にし、行政運営・行政評価・財政等は別条例で体系化
伊奈町	5 章・15 条	基本理念、主体の役割、情報共有、実効性確保を中心に簡潔に規定
河合町	12 章・40 条	多様な主体、住民自治、生涯学習、町政運営、町民投票等を幅広く規定
利根町	9 章・44 条	子ども、参加・協働、町政運営、推進委員会まで詳細に規定

4　日進市自治基本条例との規定内容の比較

日進市自治基本条例と比較し、各自治体の対応する規定を横並びで整理した。各欄は条番号の一致ではなく、規定の趣旨・内容が対応するものを記載している。「－」は明示的な対応規定が確認できないもの。

日進市条項	日進市の規定	浦安市	伊奈町	河合町	利根町
第１条	目的	目的	目的	目的	目的
第２条	条例の位置づけ	条例の位置付け	条例の位置付け	条例の位置づけ	条例の位置付け
第３条	定義	用語の定義	定義	用語の定義	定義
第４条	自治の基本原則	まちづくりの基本的な考え方／基本原則	まちづくりの基本理念・基本原則	基本理念／基本原則	基本理念
第５条	個人の尊厳	市民の権利	町民の権利等	町民の権利	町民の権利
第６条	平和的生存権	－	－	基本的人権・安全安心等を基本理念に規定	町民の権利（生命・自由・幸福追求）
第７条	環境権	－	－	環境・持続可能性に関する理念	－
第８条	知る権利	市民の権利（知る権利）／情報公開	情報の共有	情報の公開と共有	町民の権利（町政情報を知る権利）／情報共有
第９条	個人情報の保護	個人情報の保護	－	個人情報の保護	個人情報の保護に関する規定
第10条	権利の尊重	市民の権利・役割	町民の役割等	町民の権利・役割・責務	町民の権利・役割と責務
第11条	市民の役割と責務	市民の役割	町民の役割	町民の役割・責務	町民の役割と責務
第12条	市議会の役割と責務	議会の責務	議会の役割等	町議会・議員の役割と責務	議会・議員の役割と責務
第13条	市長の役割と責務	市長の責務	町の役割等	執行機関・町長の役割と責務	行政・町長の役割と責務
第14条	市職員の役割と責務	市長の責務（職員の指揮監督・育成）	町の役割等（職員を含む）	町職員の役割と責務	職員の責務
第15条	市民参加	参加	町民参加・協働	参加・参画	参加（子どもの参加を含む）

日進市条項	日進市の規定	浦安市	伊奈町	河合町	利根町
第 16 条	市民自治活動	連携協力	－	住民自治／地域自治団体	協働／住民自治組織
第 17 条	連携	広域連携	－	連携	国・県・他自治体との連携
第 18 条	柔軟な組織の形成	－	－	行政組織	行政組織に関する規定
第 19 条	市民本位の市政運営	健全な市政	町の役割等	町政運営	町政運営
第 20 条	計画的な市政運営	健全な市政（総合計画）	－	総合計画等	総合計画等
第 21 条	開かれた市政運営	情報共有／情報公開	情報の共有	情報公開・共有／説明責任	情報共有・情報公開
第 22 条	個人情報の適切な取扱い	個人情報の保護	－	個人情報保護	個人情報保護
第 23 条	適切な行政手続	－	－	行政手続・政策法務等	行政手続等
第 24 条	財政	※別条例で規定	－	財政運営	財政運営
第 25 条	行政評価	※別条例で規定	－	行政評価	行政評価
第 26 条	住民投票	－	－	町民投票	－
第 27 条	条例の遵守	条例の位置付け	条例の位置付け	条例の位置づけ	条例の位置付け
第 28 条	条例の見直し	条例の見直し	実効性の確保（必要に応じ見直し）	条例の検証・見直し	条例の見直し
第 29 条	委任	－	－	－	－
その他	日進市に対応条項がない主な規定	「条例群」方式（行政基本条例、行政評価条例、健全な財政運営条例等を別に制定）	誰一人取り残さないまちづくり、町民参加・協働、情報共有を中心とした簡潔な構成	子どもの権利、事業者、地域自治団体、生涯学習・文化、危機管理、公益通報等	子どものまちづくりへの参加、推進委員会、普及啓発

5　比較から確認できる近年の特徴と日進市自治基本条例との比較

(1) 条例の構成

河合町40条、利根町44条のように自治体運営を幅広く規定する条例がある一方、伊奈町15条のように基本理念・主体の役割等に重点を置く簡潔な条例もある。日進市は29条で、その中間的な構成である。

(2)「条例群」として体系化

浦安市は、まちづくり基本条例を中心に、行政基本条例、行政評価条例、健全な財政運営に関する条例、議会基本条例等を同時期に整備し、自治・行政運営に関するルールを複数条例で体系化している。

日進市においても、第15条で子どもの市政参加を規定したうえで、平成22年施行の「日進市未来をつくる子ども条例」において、子どもの権利、意見表明、意思決定への参加、権利侵害からの救済等について具体的に規定している。

(3) 多様な主体の位置付け

河合町は子どもの権利、事業者、地域自治団体等を明示している。日進市においては、事業者等は「市民」の定義に含めている。

(4) 住民投票の位置付け

日進市及び河合町は住民投票に関する規定を置く一方、浦安市、伊奈町、利根町には明示的な住民投票規定がない。近年制定条例においても取扱いは分かれている。

(5) 見直し方法・実効性確保の仕組み

日進市は5年以内ごとの検証を明記している。利根町は推進委員会を設け、浦安市・伊奈町は社会情勢等に応じた見直しや実効性確保の規定を置いている。

6　まとめ

近年制定された自治基本条例等を比較すると、条例の規模や構成には自治体ごとに大きな違いがあり、近年の標準的な構成が一つに定まっているわけではない。

日進市自治基本条例は平成19年制定であるものの、市民の権利、子どもの参加、参加と協働、コミュニティ、市政運営、住民投票、定期的な見直しなど、近年の条例にも共通する主要な事項を既に幅広く規定していることが分かった。

このため、今回の検証に当たっては、条例全体を近年型に作り替えるという視点ではなく、「現在の社会情勢や市政運営の変化に照らして、現行条例の理念・規定に不足や不整合が生じていないか」という観点から確認することが適当と考えられる。